

要支援・要介護認定を受けている方に 「介護保険負担割合証」を送付いたします

介護サービスを利用する際の、自己負担の割合（1割～3割）が記載された『介護保険負担割合証』をお送りいたします。

介護サービスを利用する際には、今回お送りする「介護保険負担割合証」と「介護保険被保険者証」等を併せて、**ケアマネジャー**や**サービス提供事業所**にご提示いただきますようお願いいたします。

なお、介護保険負担割合証は、適用期間が1年間（8/1～翌年7/31まで）となりますので、毎年送付されます。また、世帯構成や収入等に変動が生じた場合には、適用期間中であっても、負担割合が変更になる場合がありますのでご注意ください。

●記載内容を確認してください

介護保険負担割合証には、利用者の住所や氏名、生年月日、利用者負担の割合などが記載されています。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担の割合	適 用 期 間
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

住所・氏名など
住所・氏名・生年月日などが記載されています。

利用者の負担の割合
サービスを利用する時に支払う利用料の負担割合（1割～3割）が記載されています。

適用期間は1年です
適用期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間となります。毎年7月末までに郵送されます。

【お問合せ先】

越谷市役所 介護保険課給付担当

電話 048-963-9169（直通）

介護保険負担割合証のQ&A

Q1 3割負担になるのはどのような人ですか？

A1 65歳以上で、合計所得金額が220万円以上の方です。

※次の方は1割負担又は2割負担になります。

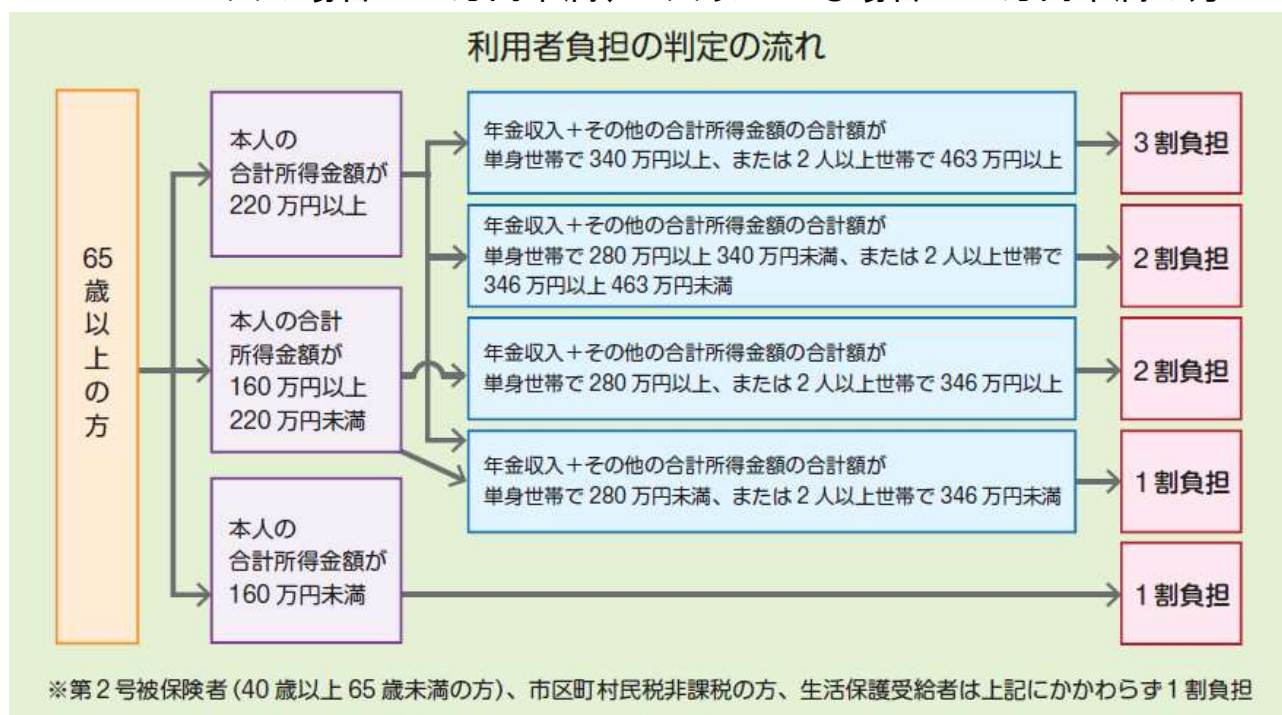
- ①世帯で65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、1人の場合340万円未満、2人以上いる場合463万円未満の方

Q2 2割負担になるのはどのような人ですか？

A2 65歳以上で、合計所得金額が160万円以上の方です。

※次の方は1割負担になります。

- ①64歳以下の方
- ②市民税非課税者及び生活保護受給者
- ③世帯で65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、1人の場合280万円未満、2人以上いる場合346万円未満の方



Q3 2割負担から3割負担になったら、月々の負担が1.5倍になるのですか？

A3 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は「高額介護サービス費」が支給されますので、すべての方の負担が1.5倍になるわけではありません。高額介護サービス費の該当になった場合は、市から申請書を送付いたします。